

第3回政策評価・行政事業レビュー有識者会議資料

## ベース・レジストリ事業について

2024/7/24 デジタル社会共通機能グループ ベース・レジストリ担当

1. 概要
2. ユース・ケース毎の整理
3. 今後の整備方針

# 1. 概要

2. ユース・ケース毎の整理

3. 今後の整備方針

# ベース・レジストリ

- ベース・レジストリは、制度横断で多数の事務等で参照され、正確性や最新性等を確保したデータを整備することにより、国民の利便性向上や行政運営の簡素化、効率化に資するもの。
- 情報処理技術の発展により、これまでアナログで処理していた業務について、データ連携による自動処理や新たなサービスの創出が可能になっているが、これまではアナログによる処理を前提としていたことから、表記揺れや規格のズレが存在し、機械処理による自動処理がなされず、結果としてデータの利活用による便益を十分に享受できていない。
- 「ベース・レジストリ」として、官民の様々な主体が利活用できるよう、機械処理が可能となるような品質を担保したデータを整備することが必要。

【目指す世界】 誰でもデータをストレスなく活用でき、データが暮らしをサポートしてくれる社会



# これまでの取り組みと今後の方針

- ベース・レジストリ事業は、実証事業等を通じ、具体的なユースケースやニーズを整理し、制度的な対応含め、検討を整理してきた。その間、整備に大きな課題の見つかったものは中止するなどの判断も行ってきた。
- 2022年度は、「ベース・レジストリは制度横断で多数の手続等で参照され、正確性や最新性等を確保したデータを整備することにより、国民の利便性向上や行政運営の簡素化、効率化に資するものである」という趣旨を踏まえ、**法人、不動産、住所の3分野に注力とし、それ以外の分野は合理化を図る**こととしたし、制度的な対応含めて検討することとした。
- 2023年度は、各分野におけるユースケースやニーズを精緻化するとともに、各分野における優先順位（整備方針）をまとめるとともに、必要な制度的対応として、今国会に法案を提出した。
- 2024年度は、提出法案等に基づき、各分野における具体的な整備の検討を進め、**2025年春頃までに、整備方針／内容／取組主体等を記載する「公的基礎情報データベース整備改善計画」**をとりまとめ、2025年度は当該計画に基づき、必要なシステム整備等を実施。

2022年度

実証事業等を通じた  
整備分野の設定

2023年度

各分野におけるユース  
ケースやニーズ精緻化と  
整備方針のとりまとめ

2024年度

具体的な整備改善の実施  
(要件定義、システム整  
備、データ提供等)

# 「ベース・レジストリ」見直し 考え方

## 1. 背景

これまで「包括的データ戦略」に基づき、ベース・レジストリ整備の実証事業等を行ってきたが、

- 利用目的に応じて参照範囲（公開範囲）を定める必要があること
- 社会基盤として参照可能なデータを整備する上では、データの元となる情報（情報源）の最新性や正確性等の品質担保が重要であり、データと情報源の役割に応じて一体的な検討が必要であること
- 品質担保を実現する上では、業務面（法令含む）やシステム面等の工数がかかること等の課題が判明。

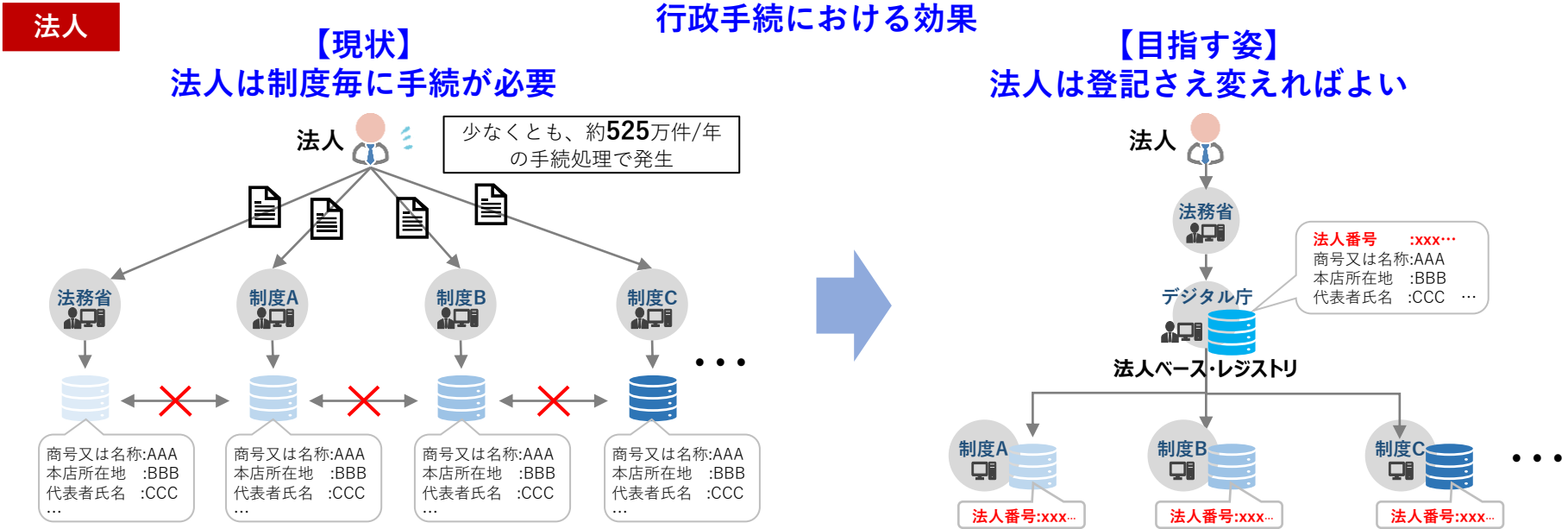
## 2. 対応策

そのため、ベース・レジストリの「定義」や「指定」について、以下の見直しを行う

- ユースケースに基づき公開範囲をデータ項目単位で設定した上で、
- データと情報源の現状に応じて「整備済BR」と「今後整備するBR」に分け
- 法人・土地・不動産等の注力領域を設定してメリハリをつけ、デジタル臨調とも連携し、制度化含めた整備を進める

- 1. 概要
- 2. ユース・ケース毎の整理
- 3. 今後の整備方針

- ベース・レジストリ等のデータ連携に関する制度の創設  
組織や制度の**縦割りを打破し、法人番号等を徹底活用**して行政機関間で情報をスムーズに共有することで、行政手続における**届出等の省略（ワンスオンリー）**や行政事務の効率化に加え、**民間事業者の業務効率化や経済取引活性化**を実現し、**AIやデータを活用する社会の実現に寄与**
- 法人・不動産あわせて、**合計約2,000億円のコスト**に対する削減に寄与
- データクレンジングや安定的な提供にノウハウがある**国立印刷局の知見の活用も検討**



## 政策効果

法人分野では、手続省略等の実現により**約830億円**のコスト削減

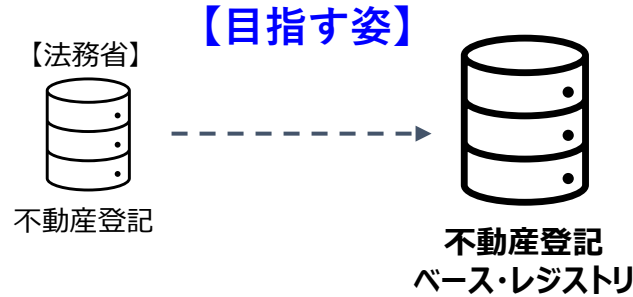
## 今後の取組方針

1. **業務** 商業登記情報から共有開始。共有するマスターデータの項目特定（年内に確定）
2. **法令** 機関間の情報連携や変更手続等の省略を可能にするための制度的な措置（年内に結論）
3. **システム** 基幹システム更改を見据えた全体設計と移行期の速やかな提供（年内に工程表策定）



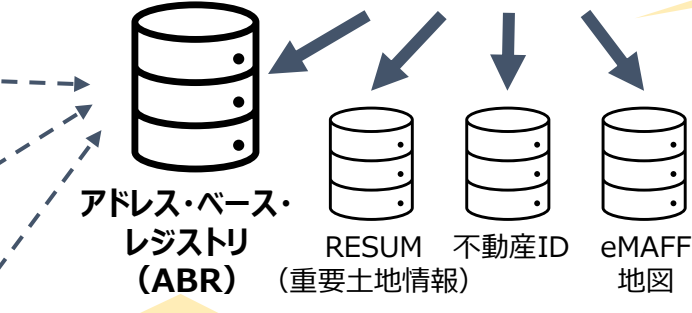
## 不動産

【現状】住所・所在地情報について、管理主体が縦割りで、誰もが活用可能なマスターデータがない  
 【取組】ABRを整備し、正となる住所・所在情報を容易に確認可能にする



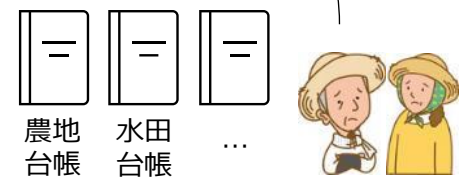
【現状】不動産登記情報について、ユーザ側の行政機関ごとに、データを必要とする度にデータ抽出の作業が発生  
 【取組】行政機関がデータを取得する機能を不動産登記ベース・レジストリに一本化することで、重複作業を解消する

- 【総務省】
    - 都道府県名・市区町村名の変更等
    - 町字の新設・変更・廃止
  - 【自治体】
    - 街区符号・住居番号等の付番 (地図情報含む)
  - 【法務省】
    - 地番区域情報
    - 地図
- ※ 実際は不動産登記ベース・レジストリ経由でデータ受領



【現状】土地・建物の情報管理が非効率  
 ・ 農地において、自治体や農業関係機関等の各機関が類似内容の地図を作成し、それを元に現地調査  
 【取組】不動産登記由来の情報を使って、情報連携を容易にする取組を実施  
 ・ 地番情報をキーに各機関の台帳を紐付けて現場の農地情報を統合し、台帳管理や現地調査の業務を効率化

【現状】住所の表記揺れによる社会損失  
 ・ 宅配事業者に多大な住所調査業務が発生  
 ・ 行政手続きにおいて、申請書類の住所の確認業務が発生  
 【取組】住所入力時にABRを参照することで、表記揺れを防止



## 政策効果

### 不動産登記情報を悉皆的に活用した取組により課題解決を促進

- （農地管理）紙ベースの台帳管理・現地調査により、現状年間約820億円のコストが発生
- （不動産取引）査定や契約に必要な情報収集に、現状年間約420億円のコストが発生

## 今後の取組方針

土地・建物については、不動産登記情報に関して、法人と同様の対応（前ページ）  
 住所や所在地情報について、各主体がバラバラに管理している情報をアドレス・ベース・レジストリが集約し、随時更新する仕組みを整備（令和7年度までに整備）

# (商業登記) 共有するマスターデータの項目案

- 商業登記について、登記事項証明書の添付省略や、関係する行政機関を対象にデータの提供等を行うためには、データの内容や利用目的に応じて必要となる登記事項の項目を特定し、必要な情報を提供するための適切なアクセスコントロールを行うことが必要。

商業登記の項目 (手続数・機関数) ※全項目のうち、代表的なものを抜粋	登記事項証明書の添付省略 省庁 全自治体	入力の簡素化(プレプリント) 少なくとも20手続まで ニーズあり	変更届出の“みなし”等 少なくとも20手続まで ニーズあり	その他登記情報取得のオンライン化(公用請求等) 省庁 全自治体	行政機関での利活用のための提供			
					国税庁 ※法人番号システム等での利用	厚生労働省 ※労働保険・社会保険での利用	総務省 ※事業所母集団データベースでの利用	法務省 ※登記所で利用
会社法人等番号	○	○	○	○	○	○	○	○
商号	○	○	○	○	○	○	○	○
本店(本店の所在地)	○	○	○	○	○	○	○	○
公告する方法	○			○				○
会社設立の年月日	○			○	○	○	○	○
目的	○			○	○	○	○	○
発行可能株式総数	○			○				○
発行済株式の総数並びに種類及び数	○			○				○
資本金の額	○	○	○	○	○	○	○	○
株式の譲渡制限に関する規定	○			○				○
役員に関する事項(代表者)	○	○	○	○	○	○		○
役員に関する事項(役員)	○	○	○	○	○			○
支店(支店の所在地)	○			○	○	○	○	○
登記記録に関する事項	○			○	○	○	○	○

マスターデータ

# (不動産登記) 共有するマスターデータの項目案

- 不動産登記についても同様に、登記事項証明書の添付省略や、関係する行政機関を対象にデータの提供等を行うためには、データの内容や利用目的に応じて必要となる登記事項の項目を特定し、必要な情報を提供するための適切なアクセスコントロールを行うことが必要。

不動産登記の項目 (手続数・機関数) ※全項目のうち、代表的なものを抜粋			登記事項 証明書の 添付省略  省庁 全自治体	入力の簡素 化(プレプ リント)  不動産登記は該 当なし	変更届出の "みなし"等  少なくとも2手続 きでニーズあり	その他登記情 報取得のオン ライン化(公用 請求等)  省庁 全自治体	行政機関での利活用のための提供							
							国税庁 <small>※課税業務での 利用</small>	国土交 通省 <small>※不動産取引価 格の調査での利 用</small>	総務省 <small>※固定資産課税 業務での利用</small>	デジタル 庁 <small>※アドレス・ ベース・レジス トリでの利用</small>	国土交 通省 <small>※不動産IDで の利用</small>	農林水 産省 <small>※eMAFF地図 での利用</small>	内閣府 <small>※RESUM(重 要土地情報で の利用</small>	法務省 <small>※登記所で 利用</small>
土地	表示	不動産番号	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		所在	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		地番	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		地目	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		地積	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		原因及びその日付	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
所有者	所有者情報 (氏名・住所)	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
建物	表示	不動産番号	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		家屋番号	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		所在及び地番	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		建物の名称	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		種類・構造	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		床面積	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		原因及びその日付	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
所有者	所有者情報 (氏名・住所)	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		

マスターデータ

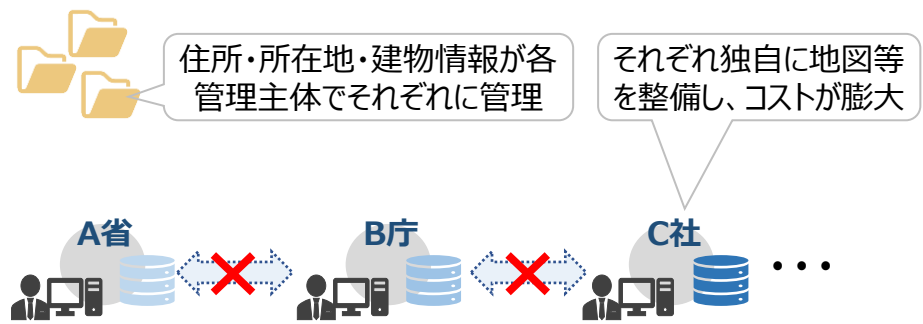
# 住所・所在地・建物情報の現状と目指す姿

- 現状の日本では、住所・所在地及び建物情報を行政が一元的に管理しておらず、各管理主体でそれぞれに住所・所在地及び建物情報や地図等を整備しているため、社会全体で重複したコストが生じている。また、それぞれに整備していることで、表記揺れ等により、データに互換性がなく、事業者間のデータ連携が困難な状況となっている。さらに、現在の住所制度では、同一住所の物件が複数存在するため、住所での物件の特定が困難な場合があり、調査コスト等が発生している。
- 既存の制度の相互運用性を担保しつつ、行政機関や民間事業者が参照可能な住所・所在地及び建物情報を統一番号の元で管理して整備（「アドレス・ベース・レジストリ」の整備）し、行政機関や民間事業者が、当該情報を参照して、自らの業務や事業に活用可能な住所・所在地及び建物情報を整備（アドレス・ベース・レジストリ利活用の促進）することで、社会全体の建物や所在地に係るデータの流通が確保され、更なるデジタル化やDXを推進することが可能ではないか。

## 【現状】

住所・所在地及び建物情報をそれぞれで整備

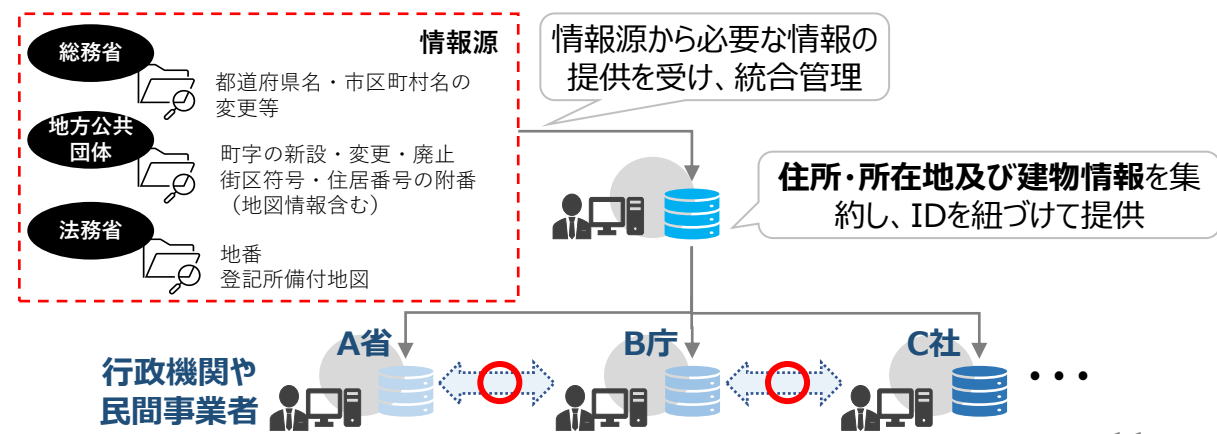
- ① 社会全体で重複した整備コストが発生
- ② データの互換性がなく、データ連携が困難



## 【目指す姿】

公共財として、統合的に管理された住所・所在地及び建物情報を整備

当該情報を行政機関や民間事業者で共有して活用



行政機関や  
民間事業者

行政機関や  
民間事業者

# 実現に向けて対応が必要な事項

- 実現に向けては、システム面だけでなく、業務や制度についても、全体最適の観点から、関係省庁と調整を進める必要がある。

類型		概要	課題
初期 データ 整備	収集	情報の収集・公開	マスターデータを構築する上では、実際に流通している「住所」との整合性を取る必要がある
	データ統合	住居番号と地番の紐付け	住居番号と地番の紐付けする手段を確定する必要あり
更新 データ	最新性 担保	町字管理	町字の管理の実態については、自治体により様々
		街区・住居番号の更新	日々数千件単位で更新がされるデータであり、アナログで集約することは困難
		地番の日時更新	現状、対外的に利用可能なデータは、年次更新のみ
	データ 内容改善	住居番号と地番の紐付け	住居番号と地番の紐付けする手段を検討する必要あり
		1物件 = 1住居番号	現状は、同一の住居番号に複数の物件が存在する場合がある
利用住所	データ内容改善	各種制度において入力する「住所・所在地」の扱い	各制度における住所登録ルールがない

# 文字情報に係る課題

住所・所在地をデータ項目に含む台帳を管理するシステムにおいては、住所管理に係る業務の自動処理を目的として、町字（大字町名・丁目・小字）単位でID管理している場合が多い。現在、誰もが無償で利用可能なデータは存在しないことから、民間事業者等が整備している有償データをシステムに組み込んで運用するか、有償のデータを導入せず独自の運用を行っている。

有償データを導入していない場合は、手入力や手書き情報を機械読み取りを行う際の誤認識等により、表記ゆれが生じており、また、有償データを導入している場合においても、データを提供している各主体の解釈の違いや文字規格の違い等により、各主体のデータ間においても表記ゆれが生じている。

このような状況により、住所・所在地をデータ項目に含む台帳において、台帳間で住所・所在地の表記ゆれが生じていることから、各台帳を住所・所在地等により紐づけようとしたときにうまく紐づかず、台帳間の紐づけの負荷が大きい。

## 町字単位で生じる表記ゆれ等の事例

### 【文字の揺れ】

霞が関：霞ヶ関：霞ケ関

四谷：四ツ谷

旅籠町：旅籠町

※送り仮名の揺れ

※送り仮名の有無

※異体字による揺れ

### 【町字と地番・住居表示の区別が容易ではない事例】

浦安市舞浜2-1-1：浦安市舞浜2丁目1番1号

※町字は「舞浜2丁目」、住居表示実施

浦安市舞浜2-11：浦安市舞浜2番地11

※町字は「舞浜」、住居表示未実施

### 【文字の誤認がされやすい例】

正：石川県金沢市磯部町八55

※カタカナの「八」

誤：石川県金沢市磯部町八55

※漢数字の「八」

1. 概要
2. ユース・ケース毎の整理
3. 今後の整備方針

- 少子高齢化の中で、限られた人的資源の下でも質の高い行政サービスを遂行し、国民の利便性向上と行政運営の簡素化・効率化を図るためには、デジタルファースト（デジタルによる手続完結）に加え、行政機関等が円滑なデータ連携を行い、手続において一度限りの情報提出（ワンスオンリー）とすることや複数の手続が一カ所で実現（コネクテッド・ワンストップ）できる環境の整備が必要。
- 円滑なデータ連携を促進する観点等から、行政機関等が保有するデータの品質の確保を徹底していくことが必要。
- あわせて、円滑なデータ連携の前提である本人確認を簡易に行う仕組みであるマイナンバーカードの利便性向上を図ることが必要。

### データの品質確保（デジタル社会形成基本法）

【公布日施行】

- ・基本方針において、情報システムや公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）に関して、データの内容を正確かつ最新に保つこと等のデータの品質の確保のための措置を講ずる旨を規定。【第34条】
- ・重点計画の記載事項に「データの品質の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策」を追加。【第39条】

### 国によるデータベースの整備やデータ連携の促進（デジタル手続法）

【1年3月以内施行】

- ・情報システム整備計画において、システム間の迅速かつ的確なデータ連携のため、データの品質の確保の措置について定める旨を規定。【第4条】
- ・政府は「公的基礎情報データベース整備改善計画」を作成し、国の行政機関等は計画に従って整備等を行う旨を規定。【第19条・第20条】
- ・他の法令の規定により変更届出を行わなければならない法人に係る登記事項（名称、所在地等）について、行政機関等がデータ連携により入手した場合は、当該変更届出が行われたものとみなし、変更届出を不要とする。【第12条～第14条】
- ・国の行政機関等は、公的基礎情報データベースの整備等に関し、国立印刷局及び情報処理推進機構に対し、必要な協力を求めることができるものとする。【第20条】

### データベースやシステムの整備を効果的に行うための体制強化

（独立行政法人国立印刷局法）

【1年3月以内施行】

（情報処理の促進に関する法律）

【1年3月以内施行】

- ・国の公的基礎情報データベースを効果的に整備する観点から、国立印刷局の業務に、委託を受けて行うデータの加工等の業務を追加。【第11条】
- ・関係業務の主務大臣に、内閣総理大臣（デジタル大臣）を追加。【第21条】

- ・データ連携促進等の観点から、情報処理推進機構（IPA）の業務に、国の行政機関等のシステムに関するデータ標準化に係る基準の作成等の業務を追加。【第51条】
- ・関係業務の主務大臣に、内閣総理大臣（デジタル大臣）を追加。【第57条】

### マイナンバー・マイナンバーカードに係る措置（マイナンバー法）

#### 特定個人情報の正確性の確保

【公布日施行】

- ・マイナンバー情報総点検を踏まえ、マイナンバーと個人情報の紐付け誤りの再発防止を図るべく、デジタル庁（内閣総理大臣）が特定個人情報の正確性の確保のための必要な支援を行う旨を規定。【第6条の2】

#### 次期マイナンバーカードの導入に必要となる措置

【5年以内施行】

- ・次期マイナンバーカードの導入にあたり、同カードの電磁的記録事項として「性別」は残した上で、券面記載事項から「性別」を削除する等の措置を講ずる。【第2条・第16条】

#### マイナンバーカードに係る機能のスマートフォンへの搭載のために必要な措置

【1年以内施行】

- ・スマートフォンだけでマイナンバーカードと同様にマイナンバー法上の本人確認ができる仕組みを設ける。【第2条・第16条・第18条の2～第18条の4】



# 公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備・改善の推進に関する施策

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）の改正、公布の日から起算して1年3月以内で政令で定める日施行）

## 公的基礎情報データベースの整備及び改善の推進

### 趣旨

- 手続のワンスオンリー（情報の提出は一度限りとすること）を実現するために、法人等に関する正確かつ標準に適合したデータを「公的基礎情報データベース」として整備し、行政機関間で情報連携すること等が必要。
- 政府が公的基礎情報データベースを整備・改善するための計画を策定し、国の行政機関等はそれに従い整備等を行うこととする。

### 公的基礎情報データベース整備改善計画の創設

- 政府は公的基礎情報データベースの整備・改善に関する計画を作成しなければならない旨を規定。

#### 【法定記載事項】

- ①計画期間、②整備・改善の基本方針、③整備・改善の内容及び実施時期、④データベースを構成するデータの品質の確保に関する事項、⑤国立印刷局・情報処理推進機構（IPA）の役割等

### 計画に関する行政機関等の責務

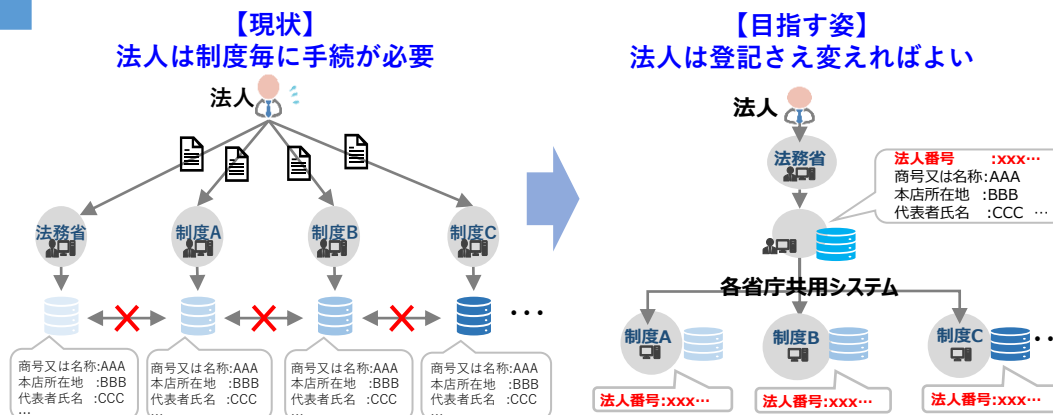
- 国の行政機関等は、計画に従って、公的基礎情報データベースの整備等を行わなければならない旨を規定。
- 国の行政機関等は、国立印刷局又はIPAに対し、データベースの整備及び改善に関し、必要な協力を求めることができる旨を規定。

#### 【想定されるベース・レジストリの例】

商業登記・不動産登記関係DB、住所・所在地関係DB、行政事務標準文字DB 等

## 特定法人事項変更届出に関する特例の創設

- 法人に係る他の法令の規定により変更の届出を行わなければならない事項（名称、所在地等）について、法人が変更の登記を行い、行政機関等がデータ連携によって当該変更登記に係るデータを入手した場合は、当該事項に関する変更届出がなされたものとみなす旨を規定し、届出は不要とする。



## 国立印刷局の体制整備

独立行政法人国立印刷局法の改正  
公布の日から起算して1年3月以内で政令で定める日施行

### 改正の趣旨

- 国立印刷局は、官報事業を通じ、データベース(DB)の運用事務に必須である、文字データの取扱いや多様な機関のデータを正確・迅速・確実に編集できる強みを有する。
- データベースの整備等を効果的に行うためには、同局がデータベースの運用事務を受託できるようにすることが必要。

### 改正内容

- 国立印刷局が、国の行政機関等から委託を受けて行うデータベースの運用事務(加工・記録・保存・提供)や、関連の協力業務を行えるよう、これらの業務を業務規定に追加。  
※これに伴い目的規定も改正
- 関係業務について、主務大臣に内閣総理大臣(デジタル大臣)を追加。

## 情報処理推進機構(IPA)の体制整備

情報処理の促進に関する法律の改正  
公布の日から起算して1年3月以内で政令で定める日施行

### 改正の趣旨

- データ連携を推進していくためには、多様な主体が保有するデータについて、一定のデータ標準に準拠することでデータの相互運用性を確保することが必要。
- データ連携促進のためのデータ標準化に係る基準の作成等を、IPAが行うことができるようにすることが必要。

### 改正内容

- IPAが、公共分野・準公共分野(教育、防災等)の情報システム整備に関し、データ標準化に係る基準の作成やその他協力業務を行えるよう、これらの業務を業務規定に追加。
- また、公的基礎情報データベースに係る協力業務を追加。
- 関係業務について、主務大臣に内閣総理大臣(デジタル大臣)を追加。

## 公的基礎情報データベース整備改善計画

整備義務

国の行政機関等

委託

国立印刷局

### 【委託を想定するDB】

#### ・住所・所在地関係DB

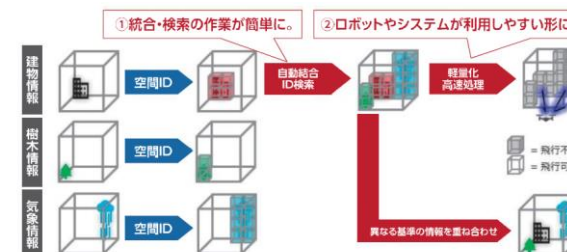
※行政機関等や民間事業者に提供するために自治体等から提供を受けたデータの加工・提供等の事務

#### ・商業登記・不動産登記関係DB

※行政機関等に提供するために法務省から提供を受けたデータの加工・提供等の事務

### 【想定するデータ標準の例】

#### ・空間ID(ドローン等の活用を促進するための標準)



※特定の空間領域を一意に識別するための識別子として、3次元空間を格子状に分割した直方体を用いて記述するためのルール

# 公的基礎情報データベース整備改善計画 イメージ

## 公的基礎情報データベース整備改善計画

- **商業登記・不動産登記関係DBや住所・所在地関係DB等の個別の公的基礎情報データベースについて、政策目的、整備改善の内容、工程表、データの提供先等**について、「公的基礎情報データベース整備改善計画」として閣議決定した上で、計画的かつ総合的に取組を実施。

### 計画記載事項

- ①計画期間
- ②整備・改善の基本方針
- ③整備・改善の内容及び実施時期
- ④データベースを構成するデータの品質の確保に関する事項
- ⑤国立印刷局・情報処理推進機構（IPA）の役割 等

### 記載イメージ

#### 【商業登記・不動産登記関係データベース】

##### 1. 国民の利便性向上に資する取組

- ……

##### 2. 行政運営の改善に資する取組

- ……

#### 【住所・所在地関係データベース】

- ……

#### 【……………データベース】

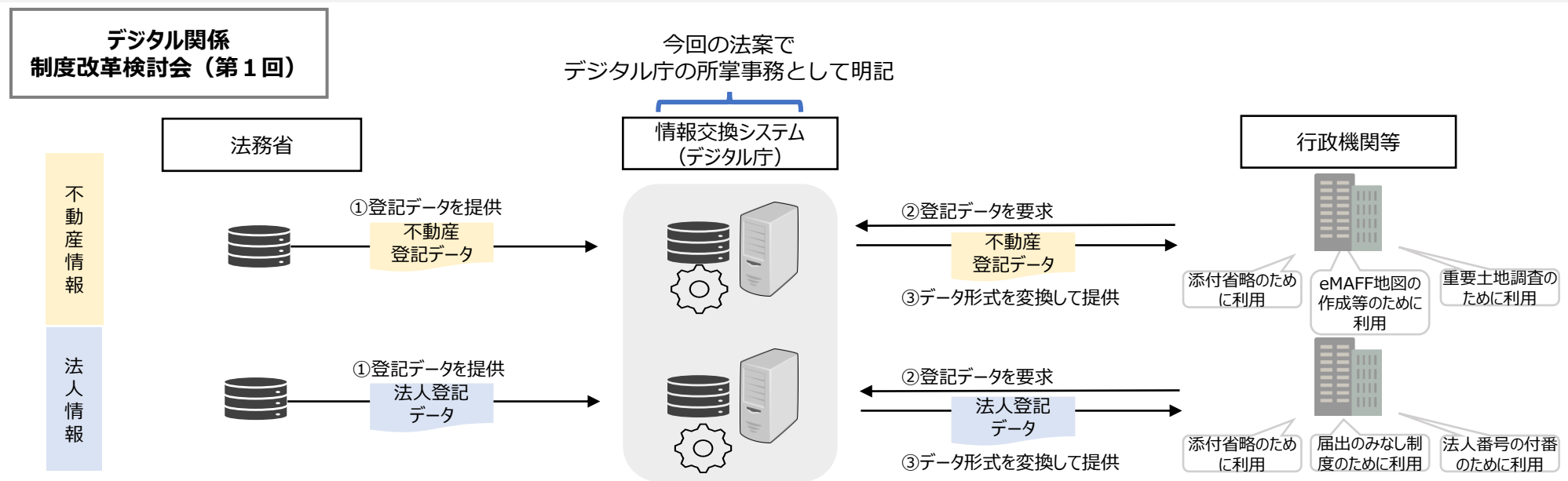
- ……

#### 【国立印刷局の役割】

- （印刷局が実施する業務） ……

# ① 商業登記・不動産登記関係DB (法人・不動産ベース・レジストリ)

- 改正法案では、デジタル臨時行政調査会作業部会（第21回）やデジタル関係制度改革検討会（第1回）における**法務省・デジタル庁の役割分担に基づき、所掌を定めている**。具体的なシステムについては、**今後アーキテクチャを決定し、整備を検討する**。
- なお、法務省・デジタル庁における個人情報保護法の整理（利用目的の変更・特定）については、同検討会において、「閣議決定によって確定した内容に基づき、登記データを提供する趣旨を明確化する方向で検討」することとしていた。法案成立後においては、**具体的な利用目的の変更・特定の内容については、「公的基礎情報データベース整備改善計画」（閣議決定）により確定した内容に基づき、登記データを提供する趣旨を明確化する方向で検討する**。



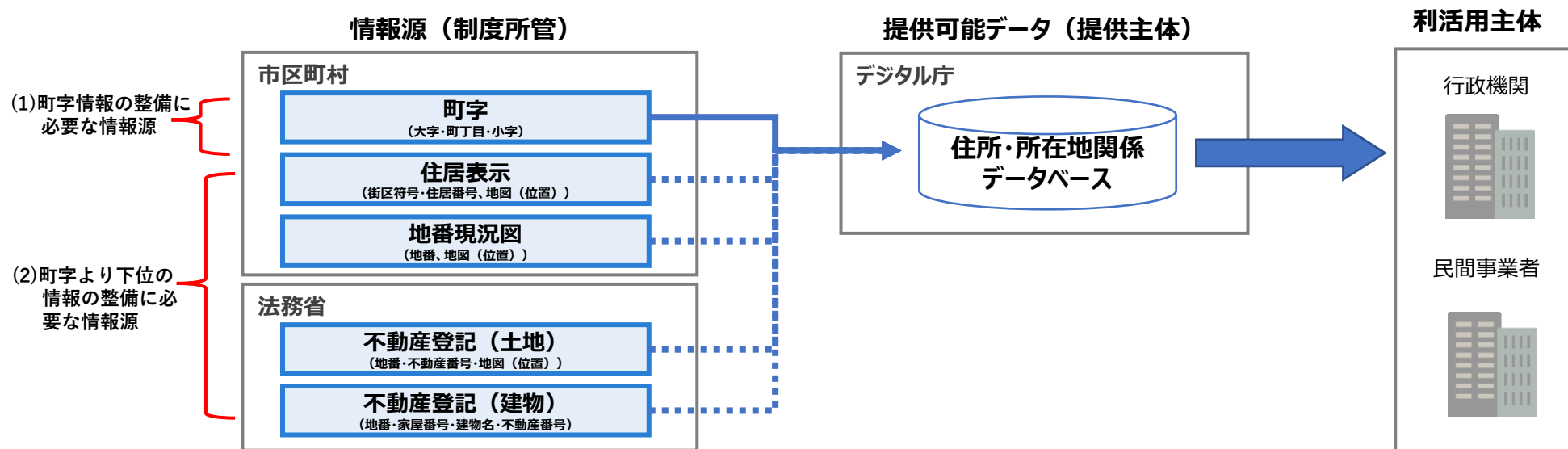
## ②住所・所在地関係DB（アドレス・ベース・レジストリ）

### (1) 町字情報の整備

- R6年度中に、総務省等の関係省庁と連携し、自治体から情報を収集してデータベースの整備を実施。
- R7年度以降は、総務省等の関係省庁と連携し、データを最新に保つために自治体から更新情報を随時収集するとともに、行政機関等が整備するシステムにおいて当該データベースの町字情報を参照するよう利用促進を図る。

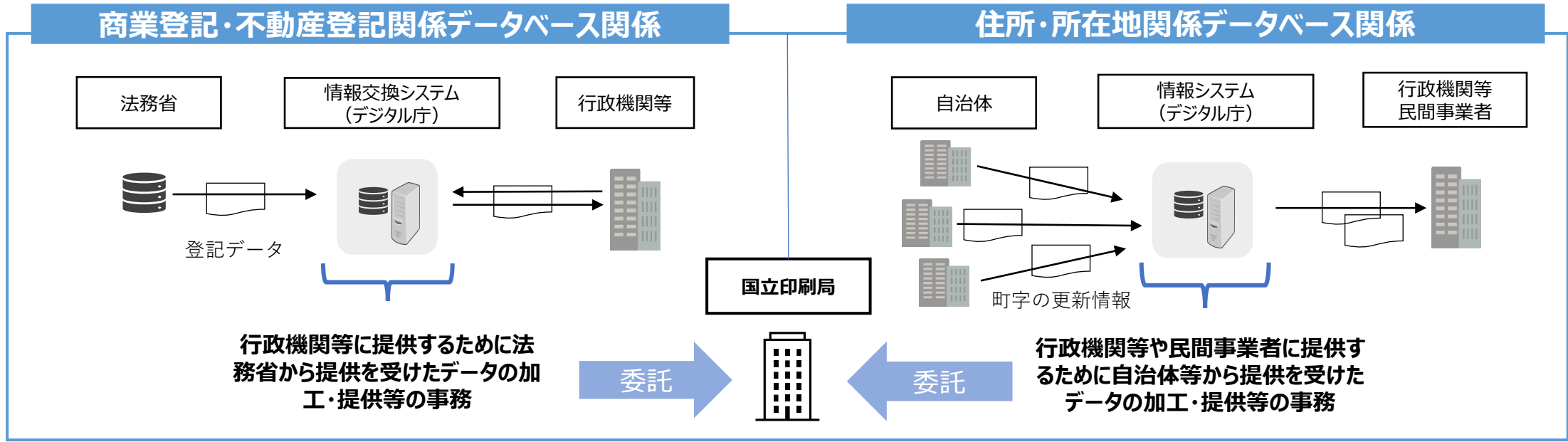
### (2) 町字より下位の情報の整備の検討等

- 住居番号、地番等については、日々相当数のデータが更新されているところ、アナログ業務を前提に、自治体から町字より下位の情報を収集・統合することは困難であることから、システム整備の在り方を検討することとし、実態調査を実施中。調査結果を踏まえ、今後の整備方針を検討していく。



# 国立印刷局に委託を想定する業務案

- 国立印刷局について、これまで官民多様な主体から提供された法令、会社公告等の情報について正確かつ確実にデータクレンジングを行い、BCP 対応を構築した上で、安定的に事業を実施してきたノウハウと実績を活かし、今回の改正法案においては、公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供に係る業務を追加しているところ。
- 具体的には、商業登記・不動産登記関係データベースや、住所・所在地関係データベースに関する事務について、委託を想定している。

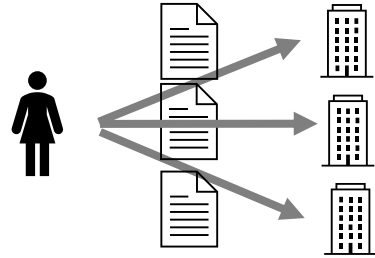


# 公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備の効果 （商業登記・不動産登記関係データベースの例）

## 許認可等を受けている法人が名称や所在地等を変更した場合

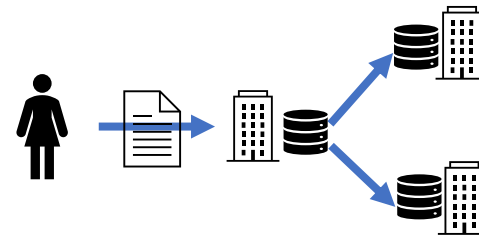
### これまでは何度も手続

- ・名称、所在地等を変更したとき、登記に加え、様々な許認可、届出、認定制度等で届出が必要



### 今後は手続は一度のみ

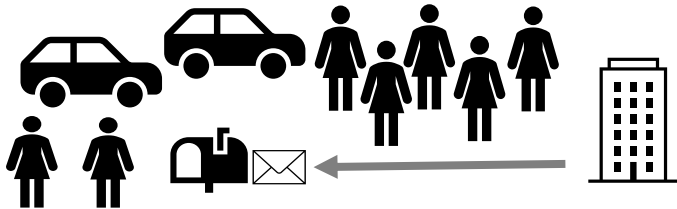
- ・登記を一度変更すれば足りる（他の行政機関は、データ連携で情報入手）



## 国民や行政職員が手続や事務処理のために不動産登記事項証明書を必要とする場合

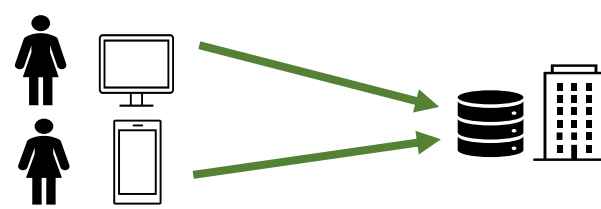
### これまでは書類の取得が必要

- ・国民は手続に添付する書類（登記事項証明書）を取得
- ・行政職員も登記事項の確認のために書類を取得



### 今後は書類の取得は不要

- ・行政職員が登記情報をオンラインで確認することができるようになり、書類の添付が不要
- ・職員も国民も書類の取得が不要



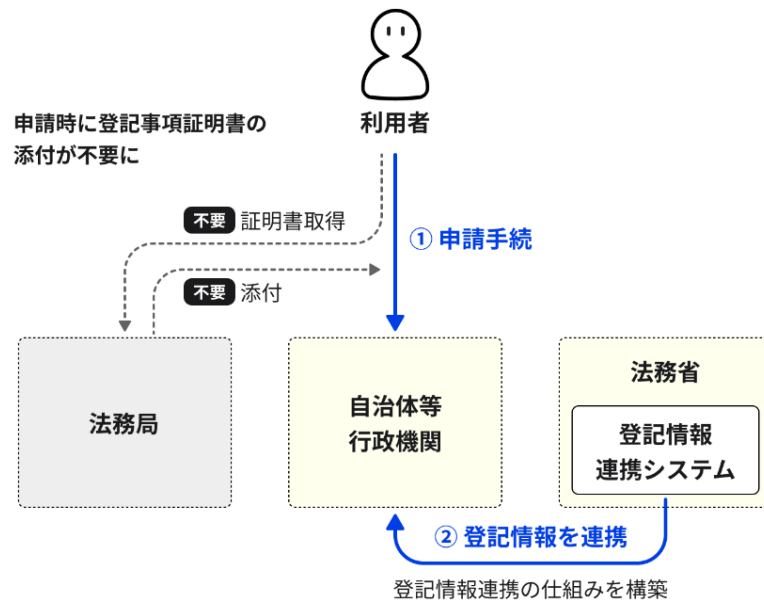
# 参考



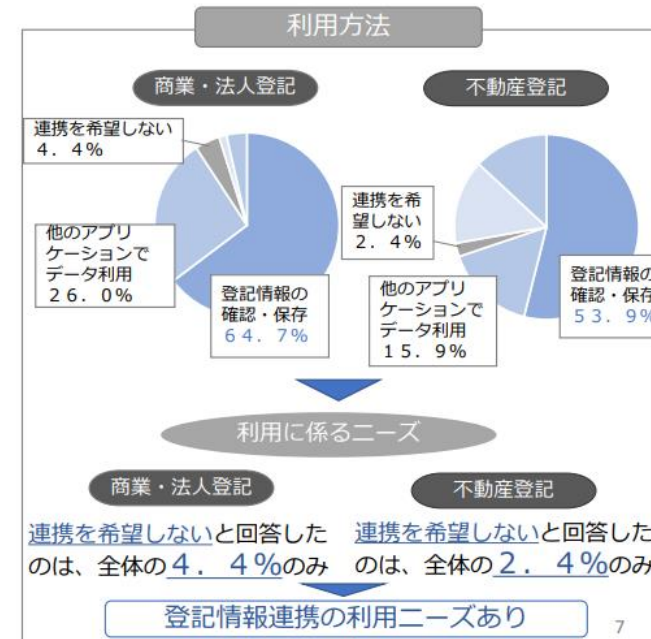
# ① 登記事項証明書の添付省略

- 行政機関等の手続において、法令に基づき登記事項証明書の添付を求めている場合、申請者等が当該証明書の添付をする代わりに行政機関等が、当該証明書に係る情報を閲覧又は入手（データ連携）できる場合は、申請者等は当該添付を要しないとするもの。
- 国の手続については、令和2年10月から登記情報連携の運用を開始。自治体からの強い利用ニーズが存在するところ、ベースレジストリの整備にあわせ、自治体に対する提供を進めていきたい。

## 添付省略の概要

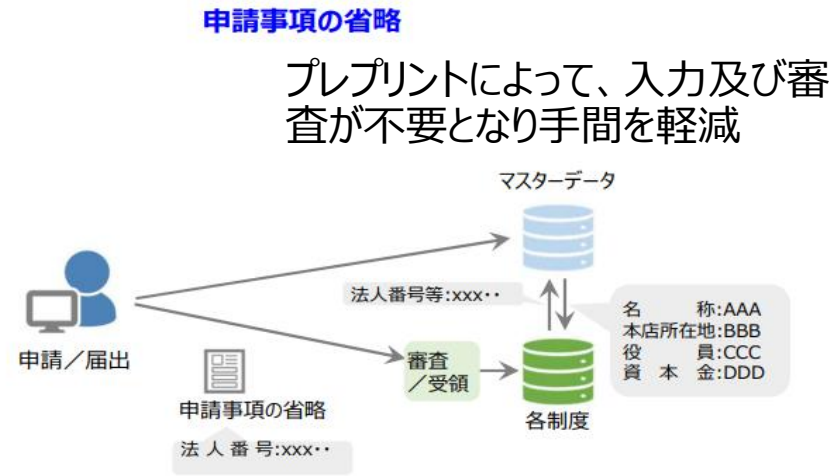
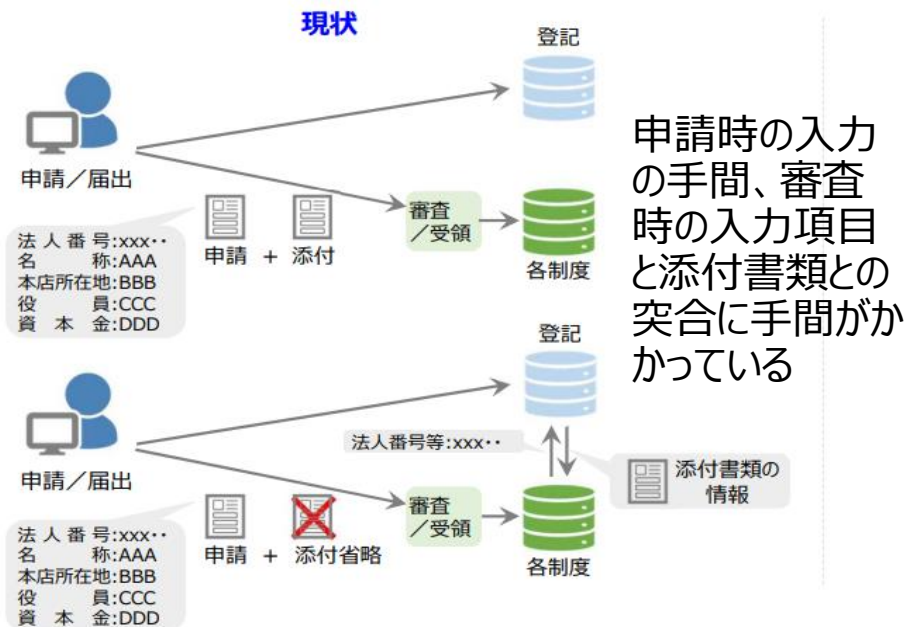


## 自治体のニーズ



## ② 入力の簡素化（プレプリント）

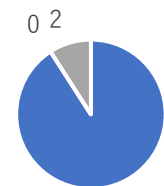
- 手続等における登記事項証明書の添付省略の取組においては、法人の名称、本店所在地、代表者氏名、役員氏名等の基本情報について、申請者が入力した項目と、登記事項証明書に記録された情報を、審査を行う行政機関等が目視突合等を行っており、負担になっている。
- 手続等における申請システムにおいて、登記事項証明書と同一の内容の項目については、登記事項証明書に記録された情報を、行政機関同士のデータ連携により、プレプリントして自動入力させることにより、申請者の入力ミスや、審査者の突合コストを削減することができる。



入力簡素化に関心があるか



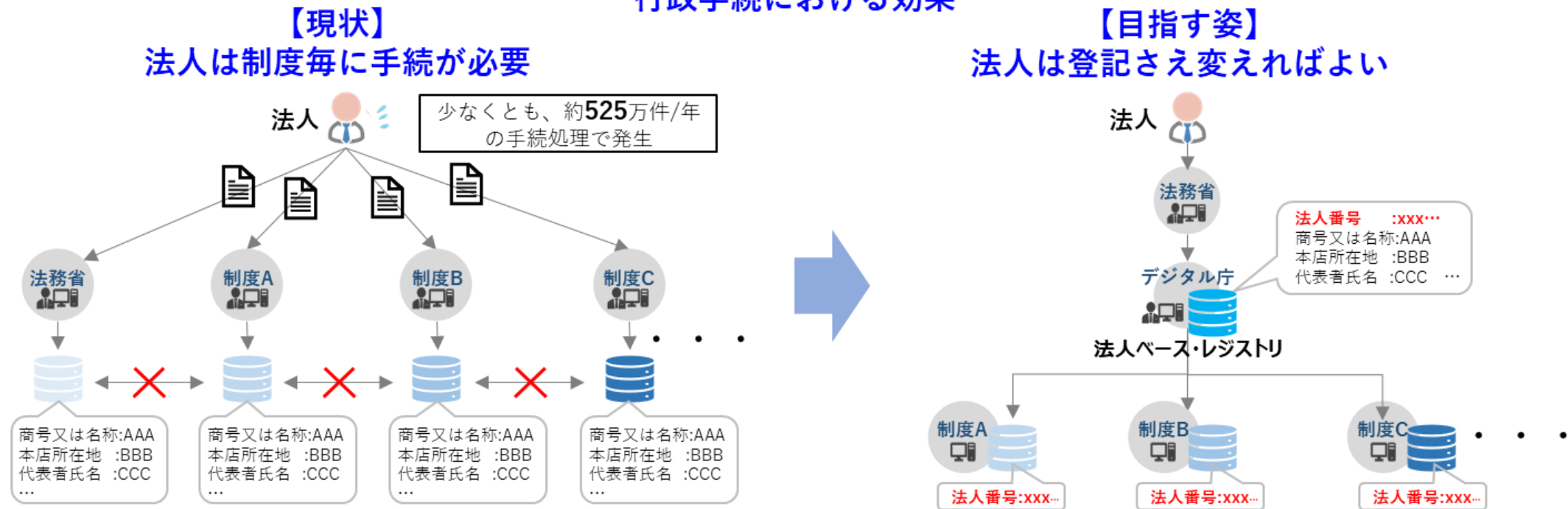
整備後、検討したいか



### ③ 変更届出の“みなし” (1)

- 現状は、登記と重複する項目について、制度毎に変更届出がなされている。
- 今後は、各制度と商業登記由来のマスターデータが連携することにより、登記の変更さえすれば、重複する項目については各制度における変更届出を簡素化することを実現していく。

#### 行政手続における効果

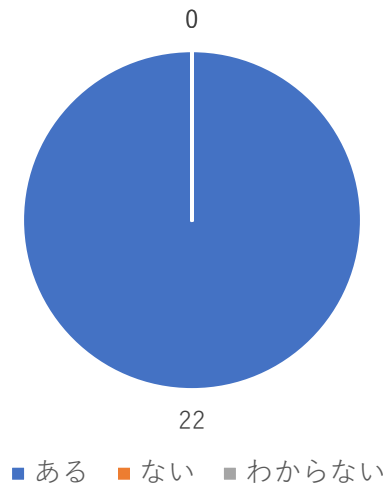


### ③ 変更届出の“みなし”（2）

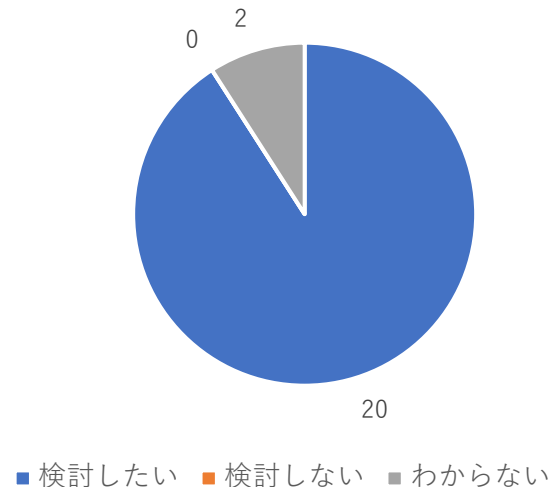
- 各法令において変更の届出の対象となる事項を見ると、法人に関する「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」「代表者氏名」「代表者住所」「役員氏名」「資本金」が届出の対象となる。

<届出みなしに関するアンケート>

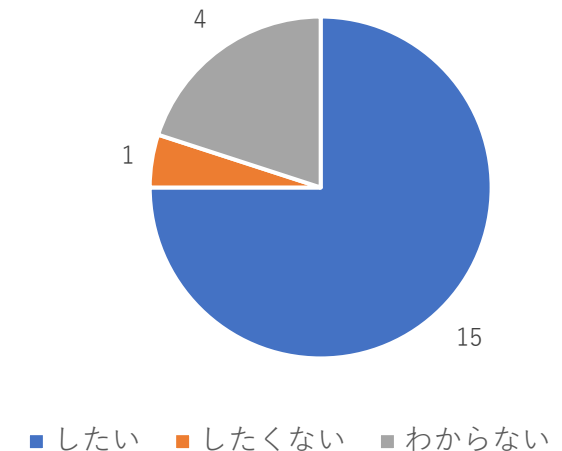
届出“みなし”に関心があるか



制度整備後、検討したいか



実証があれば実施したいか

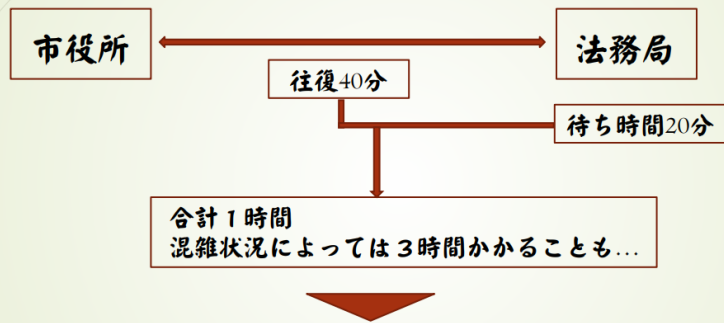


## ④ その他登記情報取得のオンライン化（公用請求等）

- 行政職員が業務において登記情報の取得の必要性が発生した際に、現在は登記所に出向き紙で取得している登記事項証明書について、オンライン化により、リアルタイムで登記情報の電子での取得を可能とする。

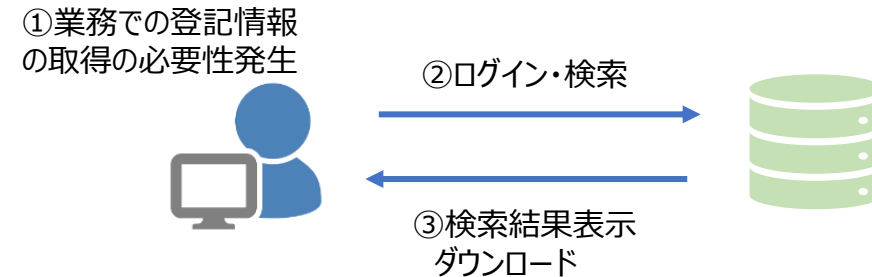
現状：行政事務に利用する登記事項  
証明書の取得に時間がかかっている。

### 1. 課題意識



往復や待機に費やしている時間を削減できれば、1～3時間も別の業務に取り組むことができる  
状況改善して業務効率化に繋がらないか

目指す姿：オンライン化により、リアルタイムで  
登記情報を取得できるようになる。



### 令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（案）

※調整中

公用請求による登記事項証明書の取得が必要な地方公共団体の  
手続については、早期の対応に向けてシステム整備等の工程表  
を令和5年度中に作成し、必要な措置を講ずる。

# アドレス（住所・所在地）の階層構造

住居表示を実施している

東京都 千代田区 霞が関二丁目 1番 6号

都道府県

市区町村

町字

街区符号

住居番号

自治体（市区町村）が更新

自治体（市区町村）が付番

住居表示を実施していない

石川県 加賀市 大聖寺南町二 4 1番地

都道府県

市区町村

町字

地番

自治体（市区町村）が更新

法務局が付番

【根拠法令】

町字

地方自治法

地番

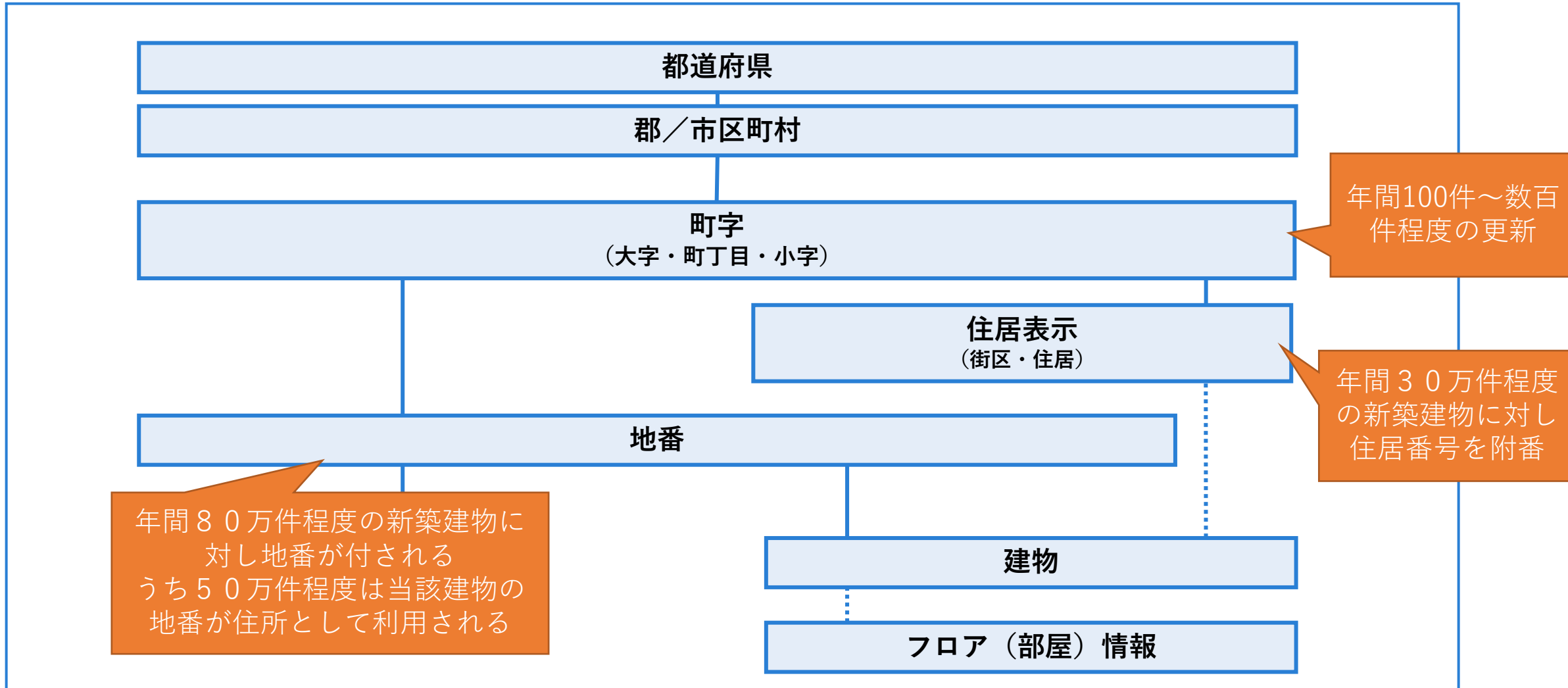
不動産登記法

街区符号

住居番号

住居表示に関する法律

# 住所・所在地に係る地理識別子の構造



⇒更新件数が大きく異なることから、町字の整備とそれより下位の住居番号や地番等の整備に分けて整備・検討を進める。なお、更新件数の低い町字を先に整備することとする。

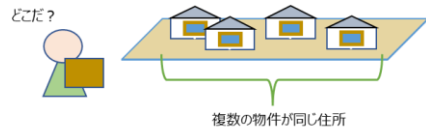
# 【町字より下位の情報の整備の検討等】

デジタル臨時行政調査会作業部会において議論した内容を踏まえ、225自治体に住居表示業務の現状等についての簡易的な調査を実施した結果、約7割の自治体が紙で住居表示台帳を整備・運用しており、また、その内約8割の自治体において、国で当該業務の共通システムを整備した場合、活用するニーズがあることが分かった。

→上記を踏まえ、引き続き住居表示業務の現状等の調査を行い、街区・住居番号・地番等の整備に向け、自治体業務の効率化等の観点から、システム整備の在り方も含め町字より下位の情報の整備について検討する。

## 現状の課題により生じている事象

### 配送時の建物特定が困難



- 住所が一意的となっていないため、建物の特定が困難な場合がある。

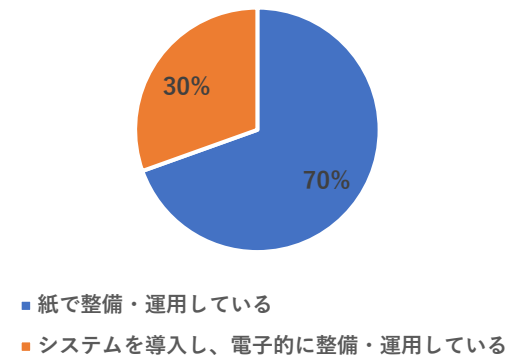
### 住所による登記情報の検索が困難



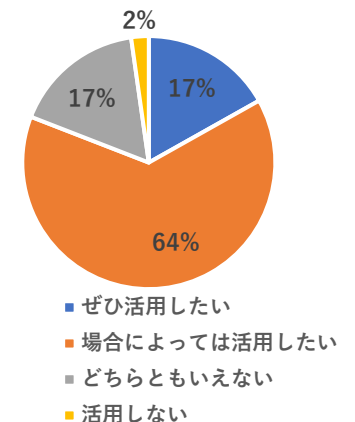
住所番号の付番ルールや、地番との一元管理については、各自治体によってバラバラであり、全国で活用可能な住所・所在地データは存在せず、結果として、「住所情報」が、配送や物件管理において、「施設」を特定するための機能を十分に果たせていない。

## 住居表示業務の現状等についての調査結果

### 住居表示台帳システム化の割合



### 共通システムの整備ニーズ





**デジタル庁**  
**Digital Agency**